

活用できます！ コロナ対策・支援策

ご相談ください！

日本共産党京都府委員会 075-211-5371(代表)

日本共産党京都府会議員団 075-414-5566

日本共産党京都府内市町村議員団

発熱などの症状があるとき

⇒ かかりつけ医、または、きょうと新型コロナ医療相談センターへ

電話：075-414-5487（365日24時間、府内全域）

生活 保護

「生活保護の申請は国民の権利です」

ためらわずに相談を——厚生労働省がよびかけ

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。
（厚労省 H.P.より）

*扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでない申請できない、ということはありません。

<府内の相談・申請窓口一覧>

*住むところがない人でも申請できます。

- ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
- ・例えば、施設に入ること同意することが申請の条件ということはありません。

*持ち家がある人でも申請できます。

- ・利用しうる資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

*必要な書類が揃っていない場合でも申請は出来ます。

- ・福祉事務所とご相談ください。



生活支援

○緊急小口資金(20万円以内) 無利子・保証人不要 (申し込み3月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、対象となります。学生の方も活用できます。

<相談窓口一覧>



○総合支援資金(20万円(単身15万円)×3ヶ月+3ヶ月の延長が可能)無利子・保証人不要 (申し込み3月末まで、社会福祉協議会)

拡充 3月末までに貸付が終了した世帯に3か月再貸付(合計9か月)が可能に!

※新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

返済の開始時期を2022年3月末まで延長

※2021年度(令和3年度)、または、2022年度(令和4年度)に住民税が非課税(本人および世帯主)の場合、返済は免除されます!

○住居確保給付金(1人世帯上限4万円)3月末までに申請された方は12ヶ月まで延長可能 **拡充** 3月末までに支給が終了した方に3か月間の再支給が可能に!

※主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合

※留学生の方も対象です。また、大学生で生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等も対象となります。

○ひとり親世帯 臨時特別給付金 再支給中! まだの方はお急ぎ下さい(2月末まで)

新型コロナウイルス感染症の影響で、困難が生じているひとり親世帯を応援するために「ひとり親世帯臨時特別給付金」が支給されます。

基本給付 支給額 1世帯5万円+第2子以降1人につき3万円を加算した額(2回)

対象①2020年(R2年)6月分の児童扶養手当が支給された世帯【申請は不要】

②公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方【申請が必要です】

③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方。6月1日以降ひとり親になり所得見込みが基準内の世帯【申請が必要です】

追加給付 上記①、②にあたる方で新型コロナウイルスの影響で減収していれば5万円の追加給付があります。【申請が必要です】(自己申告・添付書類不要)

申請がまだの方は、2月末までに申請しましょう。基本給付・追加給付と再給付(基本給付と同額)が受けられます。すでに申請した方、6月分の児童扶養手当支給の方は、再支給の申請が不要です。

○国民健康保険料減免 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方⇒**全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方⇒**一部を減額**
- ③ 国保でもコロナ特例の傷病手当が支給されます

※ご自身が減免の対象となるかなど、まずは市町村役場、または共産党の議員にご相談ください。

○介護保険料減免

※世帯の主たる生計維持者の事業収入等の10分の3以上減少が見込まれる場合(当該所得の合計額が、400万円以下) 対象保険料：2020年2月分～2021年3月分まで 申請期限：2021年3月31日
後期高齢者医療保険料も減免となる場合があります

○新型コロナ対応休業支援金

(10～12月分の申請は3月末までに。2月末までの分も対象。適用される期間は緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です)

※主に以下の条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を、休業実績に応じて支給。

① 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
拡充 大企業の労働者に対しても拡大されました。(対象期間は1月8日～/遡っての適用を求めます)

② その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方

※令和2年(2020年)4月～9月分も申請が受け付けられる場合があります(シフト制等の方)。

※店舗が入居しているショッピングセンターの施設全体が休館し休業となった場合なども対象になります。

シフト制、短時間勤務、日々雇用、登録型派遣の方も雇用実態により対象となります。アルバイトの学生の方も対象です。雇用保険の被保険者でなくても対象となります。事業者の協力が得られない場合でも申請できます。

事業者 支援

協力金に関する問い合わせ
コールセンター

(平日・土/9:30-17:30)

075-365-7780

要請内容の問い合わせ

コールセンター

(平日/9:00-17:00)

075-414-5907

○営業時間短縮の要請・協力店舗への協力金

	京都府による要請 (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)		緊急事態宣言 に基づく要請【今回】 (緊急事態措置協力金)
	第1期	第2期	
期間	12月21日(月) ～1月11日(月) 【22日間】	1月12日(火) ～1月13日(水) 【2日間】	1月14日(木) ～2月7日(日) 【25日間】
対象地域	京都市		京都府内全域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等		飲食店 遊興施設等(飲食店営業 許可を受けている施設)
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請		午前5時～午後8時の間の 営業を要請(酒類の提 供は午前11時～午後7 時)
対象者	中小企業・団体、個人事業主		企業・団体、個人事業主 (※規模の限定なし)
猶予期間	遅くとも12月25日(金) から	遅くとも1月13日(水) から	1/14以降の協力開始日から 2月7日まで
受付期間	1月12日(火) ～2月1日(月)※	2月8日(月)から3月1日(月)	

※第1期の申請期間が延長されました!申請がまだの方は2月19日(金)までに。申請は郵送のみ(2/19消印有効)です。
郵便物の追跡が可能なレターパックライトまたは、レターパックプラスで郵送してください。
宛先 〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局 延長受付係」

NEW 要請期間中に廃業や閉店された場合でも、要請に応じて時短営業した日は支給対象になります。

緊急事態宣言の期間が延長されたことに伴い、要請期間も令和3年3月7日(日)まで延長されました。

延長分の受付は、要請期間終了後開始予定です。

○緊急事態宣言に伴い、売り上げの減少した中小事業者に対する一時支援金

① 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割りばし・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定

② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定

- ① ②により、本年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少している**法人・最大60万円、個人事業主・最大30万円（3月上旬に、電子申請で受付開始予定）**

○雇用調整助成金特例措置の延長(2021年2月28日まで※再延長も検討中)

※これに伴い、新型コロナの影響で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、1年を超えて引き続き受給することができます(6月30日まで)

※3月以降の対応については、雇用情勢等を考慮し、改めて判断するとされています。

○事業用家屋・償却資産の固定資産税等を軽減

※2020年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上高が前年同期間と比較して30%以上減少している中小事業者及び個人事業主に対し、固定資産税、都市計画税を減免

- ・対象資産 事業用家屋：事務所や店舗、工場、不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸マンションなど
- ・償却資産：事業用に使用している資産のうち法人税や所得税の計算をする際に減価償却をしている資産
- ・減免割合：2021年度の1年度分に限り、次の割合で軽減を適用します。
- ・売上減少割合：30%以上50%未満→軽減割合：50% 売上減少割合：50%以上100%→軽減割合：100%

・申告期間：2021年1月4日～2021年2月1日(消印有効)

(注) 緊急事態宣言が再発令されたもとで、**2月1日までに間に合わなくても「納税者の置かれた状況に十分配慮して、柔軟に対応する」旨の通知が出されています。**

※特例申告書は認定経営革新等支援機関等による確認（記名・押印）が必要です。取引のある金融機関（ゆうちょ銀、ろうきん、UFJ信託銀を除く）で、手数料無料で認定されます。また、商工会議所での認定も無料です。

※日本共産党は、持続化給付金、家賃支援給付金の期限延長と条件緩和、再給付を求めています。時短営業を行う飲食店への納入事業者に対し、法人で40万円、個人事業者には20万円を上限に支給する一時金についても、速やかな支給を目指しています。



○学費が払えないとき

大学等修学支援制度（給付奨学金＋授業料減免）

※世帯年収380万円以下（モデル世帯）が対象。コロナ減収後の見込み年収で申請可。

「家計急変」は随時受付。

※お問い合わせは各学校、日本学生支援機構へ

・学校独自の授業料減免が受けられる場合もあります。

○奨学金を返せないとき

返還の減額、猶予制度 日本学生支援機構（奨学金相談センター）0570-666-301

※減額…年収325万円以下（個人事業主などは所得225万円以下）

※猶予…年収300万円以下（個人事業主などは所得200万円以下）

・コロナでの「家計急変」は減収後の推定年収で申請可

○生活費が足りないとき 社会福祉協議会

総合支援資金（単身世帯月15万円×原則3カ月まで）

緊急小口資金（上限20万円）

※無利子・保証人なし（21年3月まで）の公的貸付制度 ※学生も利用可

○家賃を払えないとき 社会福祉協議会

住居確保給付金（家賃3カ月分を給付、最長12カ月）

※離職・廃業、減収で住居を失う恐れのある方が対象

※親から支援を受けていない自宅外の学生も。留学生も対象です。

○年金保険料を払えないとき

学生納付特例制度（納付猶予）

※自身の収入が年118万円以下の学生が対象

※コロナ減収の場合は所得見込みで申請可

○医療費を払えないとき

全国に無料・低額診療の医療機関があります

※「保険証がない」「お金がない」方もご相談ください

○お仕事の困りごと

失業、解雇、休業補償などの相談窓口

※全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060

新型コロナウイルス対応休業支援金（生活支援の項目を参照）

○新型コロナウイルス対応休業支援金(再掲)

（10～12月分の申請は3月末までに。2月末までの分も対象。適用される期間は緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です）

※主に以下の条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給。

※店舗が入居しているショッピングセンターの施設全体が休館し休業となった場合なども対象になります。

シフト制、短時間休業、日々雇用、登録型派遣の方も雇用実態により対象となります。**アルバイトの学生の方も対象です。**雇用保険の被保険者でなくても対象となります。事業者の協力が得られない場合でも申請できます。